S & I BANGKOK NEWSLETTER NO.294

2019.02.25

発行責任者 井口 雅文

発 行 S & I International Bangkok Office Co.,Ltd.

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address: 23rd Flr, 253 Sukhumvit 21, Klongtoey Nua, Wattana, Bangkok 10110, Thailand 地図

E-Mail: siasia@loxinfo.co.th (総合窓口、調査)

patent@siasia.co.th (特許)

design@siasia.co.th (意匠)

trademark@siasia.co.th (商標)

S&IWebsite: http://www.s-i-asia.com

(取材編集協力) 有限会社 S&I JAPAN http://www.s-i-

asia.com/about_us/about_us5、地図

〒107-0062 東京都港区南青山 3-8-6 ル・シェール青山 2 階

TEL: 03-3402-0013、FAX: 03-3402-0014

siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp

(担当:鈴木秀幹弁理士・井口文絵)

(待山秋影 (バンコク事務所))

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

~事務所より~

~編集者より~

記事目次

- ~タイの市民団体は大麻特許に対する政府の誠意の無さを非難する~
- ~タイは地理的表示産品の売上目標を 300 億バーツに設定する~
- ~タイの内閣は、1,068 億バーツを南部経済回廊に割り当てる~
- ~タイは今年中の東アジア地域包括的経済連携協定締結を推進する~
- ~夕イ暫定憲法 44 条が大麻特許の一時中断を認める~
- <u>~タイの専門家は、大麻に関する国家秩序平和評議会の命令中の抜け穴に警告を発</u>する~
- ~タイのソムキット副首相は、大きなイベントにも関わらず政策の継続性を投資家 に再確認する~
- ~タイ知的財産局は大麻特許を全て拒絶する/タイ国民は現在特許クレームを拒絶したところである知的財産局から目を離さないようにと市民団体が主張する~
- ~タイのイノベーティブな発明のための展示会~
- <u>~タイとイギリスのプロジェクトはブロックチェーンを介した知的財産管理の後</u> 押しを求める~
- ~タイのコミュニティービジネスがドイトンコーヒーブランドを構築する~
- ~タイのイノベーション庁は多分野統合へ向けて自己改革する~
- ~タイ・ソンクラー県ハジャイで 2,280 本の偽造腕時計が押収された~
- ~タイー中国鉄道をめぐる会合は、今月末に合意の見込みである~
- ~ベトナム産品の輸出を地理的表示保護が加速する~
- ~アメリカと中国の対話は、知的財産問題については目標に達しない~

~事務所より~

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを2月25日付けで更新しました。

(3月、4月の祝祭日のお知らせ)

3月は祝祭日がありません。4月8日、13日から16日(タイ正月休暇)が祝祭日です。特にソンクラン(タイ正月)休暇の前後を含め、長期休暇をとる者が増えますので、事務手続きを急がれる場合には、ご注意ください。

(ミャンマーにおいて、商標法案及び意匠法案が国会を通過しました)

ジェトロからの情報によると、1月24日連邦議会にて両法案を承認とみなす旨が議長より発表されました。今後大統領署名(1月30日署名)、官報掲載、施行という段取りとなりますが、来年上半期には施行予定と予測されます。しかしながら、下位法令(施行規則や施行令)などの整備がされておらず、特に商標で既登録となっている商標の商標法への移行手順などがまだ明らかにされておりません。今後の情報に注意が必要です。弊所の商標法案和訳(2017年時点)を掲載しておりますので、ご利用ください。

さらに、国会通過した商標法につきましては、3月中にジェトロより和訳公開されるという情報です。しかしながら、まだ施行日につきましたは、現時点未定です。

~編集者より~

「国内実施義務規定があることにより、投資の誘因材料にはならない。」「実施義務規定は削除されるべきだ。」と、東南アジアへの出張者や東南アジアにビジネスを展開する知財関係者からよく聞かれる発言がある。確かにインド(第146条実施報告義務)、インドネシア(第20条)、トルコ(第96条)などの国の特許法には、国内での実施義務が規定してあり、その法的効果も特許権の無効に及ぶことがある。

最近のインドネシア特許法(2016)第20条での国内実施義務規定では、

- 「(1) 特許権者は、インドネシア共和国内において特許を受けた物を製造し又は方法を使用する義務を負う。
- (2)(1)項における物の製造又は方法の使用は、技術移転、投資の吸収及び/又は雇用の場の提供を支援しなければならない。」とし、

同第132条には「(1) 第130条(b) の裁判所決定に基づく特許の取消は、以下の場合になされる。・・・・(e)特許権者が第20条の規定に違反する場合。・・・」とされ、不実施であることが、取消事由となることが規定されている。

この国内実施義務規定である第20条に基づいた大臣令第15が今年2019年1月24日に発令された。これにより、国内実施義務規定の実務運用が開始できる状態となった。これは、国内実施義務を猶予するための申請様式であり、その猶予理由が9個列挙されている。

- ①様々な国へ輸出することを目的とした、複数の原材料サプライヤーと繋がっている製造拠点を含むグローバルなサプライチェーンを有していること。
- ②インドネシア国内に原材料がなく、輸入せざるを得ないこと。
- ③製造過程にインドネシア国内に存在しない特別な技術が必要なこと。
- ④製造過程にインドネシア国内では限定されている専門技術を有した人材が必要 なこと。
- ⑤製造費用及び規模が需要量にあっていないこと。
- ⑥インドネシア国内の製造能力が不十分であること。
- ⑦商品及び製造過程が高度に複雑、形態及び/又は繊細であること。
- ⑧営業秘密を保護する必要があること。
- ⑨インドネシア国内での販売、リース、輸入のために、特許権者又はライセンシーによって既に製造、使用、販売、輸入、リース、譲渡又は供給が行われていること。

このように、国内実施義務規定を見るにつけ、如何に国内に技術を引き寄せ、根付かせるかを、各国が競っているのが、よく分かる。 つまり、立法趣旨については非常に理解できるのである。

しかしながら、我々(特に日本企業)からみて、このような国内実施義務規定を運用する(される)際に、どのような要求を現地国政府に対して、今後行っていくべきか考える必要があるのではなかろうか。

我々が目指しているのは、

- ①現地国での安定的な継続できる操業(ビジネス)が展開できること
- ②現地国での現地法人に余計な事務負荷、法的リスクを負わさないようにすること。 である。

このような観点で物申すとすれば、このインドネシアのアプローチは、我々にとって余計な事務負荷がかかり、別の法的リスクを負わされる結果を招かねないと思うのであるが、どうか。

特に、猶予の理由について、理由毎にその関係行政府各局への説明と矛盾がないか どうかを慎重に検討せざる負えない。 特に、税務当局や工業ライセンスを取り扱 う部局、入管当局、税関、その地方政府関係部署への説明にも整合性をとり、矛盾 が生じないかをチェックしなければなるまい。

むしろ、私には、不実施の理由提出よりも、インドのような実施報告義務で報告書 を作成し、提示(ウェブでも見られる)できるような制度の方が本来の立法趣旨に 沿いかつ現地の法人にとってやり易いのではなかろうか。

どの国でも行政府の官僚という職業は、制度を立案する際に、如何に精緻に構築するかが役人の世界の中では、問われるのが普通である。 つまり精緻さを競い、精緻な制度を構築すると高い評価を得るのである。特に日本の官僚社会では、それが優秀さの証明となる。しかしながら、精緻に構築された制度というのは、現実の実態に沿わなくなって、その都度修正を余儀なくされるのも常である。

アジアでは、精緻に構築された制度よりも、融通の利く制度、簡単で分かりやすい、実行しやすい制度の方が非常に重宝し、有効に機能していくのである。もっと大雑把な制度が求められるのである。 第20条の国内実施義務規定そのものを廃止することは、立法趣旨からみて、非常に困難であり、削除を求めて国会に審議し通過できる見込みはない。 ならば、大臣令を無きものにして、20条そのままに何も決めずにおくことが最も現地の日本法人に適した形になるのではないだろうか。もし、このインドネシアの国内実施義務についての大臣令施行の背後に日本政府官

僚のアドバイスがあったとしたら、日本政府のその協力に対し、この運用実務のやり難さを、大いに猛省を日本政府に対し促したいものである。

(参考にした文献、報告書など)

トルコにおける国内実施義務をめぐる問題と対処法(2016)

http://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-

content/uploads/2016/03/11a6951fcd23de3ee1db3d4a8a6455d6.pdf

インドにおける特許の実施報告制度(2015)

https://www.globalipdb.inpit.go.jp/license/8376/

特許発明の不実施措置に関する主要国特許法の規定ぶりとその変遷について (2018)

http://www.inpit.go.jp/content/100863983.pdf

インドネシアの特許の国内実施義務の適用猶予申請書様式の公表

http://www.dgip.go.id/images/ki-images/pdf-

files/paten/Form%20Penundaan%20Pelaksanaan%20Paten.pdf

~タイの市民団体は大麻特許に対する政府の誠意の無さを非難する~

バイオタイ財団(BioThai Foundation)、ランシット大学、タイ伝統医学協議会 (Thai Traditional Medical Council: TTMC)、タイ FTA ウオッチ(FTA Watch Group)を含む市民団体は、知的財産局(Department of Intellectual Property: DIP)について、同団体の特定した、GW Pharmaceuticals および大塚製薬の2社による大麻関連特許出願を DIP が拒絶しないことは、明らかな反抗ではないかとの疑問を呈した。市民団体は、大麻に関連し議論を呼んでいる7件の特許出願全てが GW Pharmaceuticals および大塚製薬の2社によるものである、と述べ、これ

ら 2 社がスヴィット科学技術大臣およびソムキット副首相の訪問を受け入れたことに注目すべきである、と述べた。また、市民団体は、商務省あるいは DIP とのいかなる将来の会合についても、誠実さの欠如が認められたことを理由に、これを拒絶することを決定した。市民団体によれば、DIP の法務室および特許部もまた、会合で限られた情報のみを選んで提示しただけであり、いくつかの国で大麻関連特許が認められた例が示されたが、いくつかの他の国では、大麻関連特許を拒絶した例については言及されなかった、とのことである。市民団体は、議論のある特許出願を必ず投げ捨てる、と述べた。先月、国民立法議会(National Legislative Assembly: NLA)は医用大麻を合法化する法律を通したが、いくつかの NGO グループは、合法化が急がれたのは、いくつかの企業の利益のためではないかとの疑いを抱くに至った。また、いくつかの企業がすでに大麻関連特許出願を準備していたことから、企業がある種の独占を享受する可能性がある。それゆえに、特許問題は非常に議論を呼ぶものとなっている。

(2019年1月18日、タイネーション)

~夕イは地理的表示産品の売上目標を300億バーツに設定する~

タイ政府は地理的表示(Geographical Indication: GI)産品の販売を向こう5年間で300億バーツ超に引き上げ、また、GIに関連する場所を観光スキームにリンクさせることを目指している。GI産品の販売は2017年の37億バーツから、2018年には40億バーツ超に及んでいる。知的財産局(Department of Intellectual Property: DIP)のトサポーン局長は、DIPは、価値を加えた独特なその土地の産品を開発し、それらの産品にGI登録を行なってコミュニティの収入を向上させるため、全てのコミュニティと共同作業を行なっている、と述べた。DIPはまた、すでにある、商務省によって認証され登録を受けたGI産品の宣伝を熱心に行なっている。トタイはGI産品として登録可能な、食品、果物、手工芸品を含む多くの種類の独特の産品を有している。DIPはすでに、67県の103の特有な産品にGI認証を認めている。DIPは各県の知事に対し、GI振興とGI産品保護のための品質管理を行う委員会を設立するよう求めている。タイはEUにおいてトゥンクラーロー

ンハイ・ホムマリ・ライス、ドイチャン・コーヒー、ドイトゥン・コーヒー、サン ヨット・ムアンパッタルンライスを、インドおよびインドネシアでランプーン・ブ ロケード・シルクを、ベトナムでイサーン特有のタイシルクヤーンを、それぞれ GI 登録している。また、タイは、中国にトゥンクラーローンハイ・ホムマリ・ライス、 ペッチャブーン・スイート・タマリンド、パークパナン・タプティムサヤーム・ポ メロの、日本にドイチャン・コーヒー、ドイトゥン・コーヒー、フアイムン・パイ ナップルの、ベトナムにペッチャブーン・スイート・タマリンド、ランプーン・ゴ ールデン・ドライロンガンの、カンボジアにドイトゥン・コーヒーの、それぞれ GI 申請を行なっている。 16 の外国の GI 産品がタイで登録されているが、そのほとん どはイタリア、ベトナム、フランスからのものである。また、カリフォルニアのブ ドウ、チリのピスコブランデー、イタリアのグラナ・パダーノチーズおよびアジア ーゴチーズ、日本の神戸ビーフといった外国産品の GI 申請が 9 件行われている。 チェンラーイ県ムアンチェンラーイ郡で、特有のパイナップルであるプーレー種お よびナンレー種のパイナップルを生産する企業グループの社長を務める Amnat Tuntrakul 氏は、GI 認証はこの2つの地元産物の価格を上げるのに役立っている、 と述べた。GI 登録前の 2004 年には、プーレー種のパイナップルの価格は 1kg あ たり平均 4 バーツであったが、登録後は 1kg あたり 10-20 バーツに上昇し、品薄 の時期には 1kg あたり 25 バーツを記録している。Amnat 社長は、GI 認証を受け たプーレー種のパイナップルの問題は、パイナップル自体は指定された 3 つの準 郡以外でも生育されることによる、供給過剰である、と述べ、より重要なことに、 それらのパイナップルは GI 認証を受けておらず、消費者に混同を生じさせる、と 述べた。Amnat 社長は、これら3つの準郡での生産者は、この問題を自覚すべき であり、長期的に GI ブランドを持続し強化する目的で、これら 2 つの特有の産品 の保護のために、互いに協力すべきである、と述べた。

(2019年1月21日、バンコクポスト)

~タイの内閣は、1,068億バーツを南部経済回廊に割り当てる~

タイの内閣は昨日、南部経済回廊(Southern Economic Corridor, SEC)に対しゴ ーサインを出し、2019 年から 2022 年の 116 のプロジェクト開発のために 1,068 億バーツの予算を割り当てた。SEC は、10 年間連続で GDP の 5%の成長を誘発す ると推測されている。Nattaporn Jatusriptak 副首相によれば、SEC は、上南部地 方4県、Chumphon, Ranong, Surat Thani 及び Nakhon Si Thammarat にまた がり、同地域で生活する約300万人に影響を及ぼすとのことである。国家経済社 会開発委員会(National Economic and Social Development Board, NESDB) は、SEC 開発の 4 つの面につき概要を示した。第 1 の面には、492 億バーツに及 ぶ、タイ湾周辺、アンダマン海周辺及び東南アジア諸国をつなぐタイ西部ゲイトウ ェイの 10 の開発プロジェクトが関与する。同プロジェクトは Ranong 空港と港の 改良を含む。第 2 の面には、395 億バーツ相当の、Prachuap Khiri Khan-Chumphon-Ranong ルートにおける Royal Coast 計画と、Chumphon 空港の改 良及び観光向けの Samut Songkram-Phetchaburi ルートを含む、31 のプロジェ クトが含まれる。第3の面はバイオ及び農産加工業向けの64億9千万バーツに及 ぶ32の開発プロジェクトである。水産動物及びゴムイノベーションセンターの設 立が予定されている。第4の面は、住みやすいグリーンカルチャースマートシティ 向けの71億2千万バーツ相当の38のプロジェクトの振興である。内閣は、昨日 の会議の際、26億8千万バーツ相当の8つの早期実行計画も承諾した。

(2019年1月23日、タイネーション)

~タイは今年中の東アジア地域包括的経済連携協定締結を推進する~

タイはアセアン議長として、アメリカと中国の貿易戦争の悪影響に対するバランスを取るために、今年末までに東アジア地域包括的経済連携協定 (Regional Comprehensive Economic Partnership: RCEP)交渉の決着を推進する予定である。昨日の商務省国際通商交渉局(Department of Trade Negotiations: DTN)およびタイ荷主協議会(Thai National Shippers Council; TNSC)が開催した"Preparing Thailand for the impacts of The Trade War"セミナーにおいて、

DTN オーラモン局長(S&I 注:元 DIP 副局長)は、輸出が商務省の今年の成長目 標である8%成長を達成できることを認めて、RCEP合意から増大する貿易及び投 資の双方で利益を得ることができる、と述べた。オーラモン局長は、タイにとって、 中国は最大の、アメリカは 3 番目に大きな貿易相手国であり、進行中の貿易戦争 は、GDP全体の70%を占めるタイの輸出に多大な影響を与える、と述べた。DTN によれば、2018年の中国向け輸出額は301億7,500ドル、アメリカ向け輸出額 は 280 億ドルで、それぞれタイ全体の輸出額に占める割合は 11.95%、11.09% であった。貿易戦争の悪影響は、例えば、2018年7-9月の中国向け自動車エンジ ン輸出が前年同期比 23%減、タービン輸出が前年同期比 85%減、機械部品輸出が 前年同期比 84%減として現れている。アメリカと中国が貿易障壁を築いた場合、 タイの貿易戦争に対する戦略は、他方面に向かい、輸出振興のために自由貿易協定 を進展させることとなる。交渉が成功すれば、RCEP はアセアン 10 カ国および中 国、インド、日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランドにまたがり、世界 GDP の 28%、世界貿易の 30%を占める、史上最大の多国間貿易協定となる。DTN に よると、RCEP対象国向けの輸出は、2017年にはタイ全体の60%を占めている。 2019 年の不安定で不確かな貿易環境において、DTN はまた、タイの輸出振興のた めに、スリランカ、トルコおよびパキスタンの3カ国とそれぞれ、2国間貿易協定 締結に向け動いている。しかしながら、RCEPが今年末までに締結されたとしても、 貿易および投資に対する好影響は 2020 年までは見られないであろうから、商務省 の 2019 年の貿易成長目標 8%増は、他の金融機関などの予測に比べて、楽観的に すぎる、と見られている。

(2019年1月29日、タイネーション)

~夕イ暫定憲法 44 条が大麻特許の一時中断を認める~

昨日、プラユット首相は、審査中の特許出願の中断を正当化する、首相の特別な権限を用いて、論争が拡大中の医用大麻に対する特許を中断した。過程を批判していた者は、外国の医薬品企業がタイの巣立ったばかりの医用大麻ビジネスの独占を求めてことを示した外国からの多数の特許出願に苦情を申し立てていた。プラユット

首相は昨日、知的財産局(Department of Intellectual Property: DIP)に現在審査中の、医用大麻特許出願を一時中止する権限を与える、暫定憲法 44条の下での特別命令を下した。DIP は現在、7件の継続中の出願を抱えている。しかしながら、DIP は90日以内に疑いのある出願を審査する権利を有しており、また、出願人もその決定に対して訴えを起こすことができる。バイオタイ財団(BioThai Foundation)の Withoon Lienchamroon 事務局長の意見では、特別命令は直接特許を無効にするものではない。タイはすでに、薬品中に大麻成分の使用を認める法律改正を立法しており、タイ政府はまた大麻に基づく医薬品の国内市場進行を計画している。市民団体は当初、DIP に出願されていた全ての大麻関連特許出願が、外国企業からのものであったことに警鐘を鳴らしており、大麻合法化を急いだことは、あるグループに対し独占を認めるよう決められていたのではないかとの疑いを提起していた。

(2019年1月29日、タイネーション)

~タイの専門家は、大麻に関する国家秩序平和評議会の命令中の抜け穴に警告を発する~

専門家は、軍事政権が特許出願に関連する未解決の問題に特別な権力を用いたにも関わらず、タイはいまだに多国籍大手医薬品企業が大麻医療市場を独占する危険に直面している、と警告している。しかしながら、昨日辞任したばかりのソンティラット前商務大臣は、前大臣が知的財産局(Department of Intellectual Property: DIP)に対し、国家秩序平和評議会(National Council for Peace and Order: NCPO)の規定により発せられた命令を厳格に守るようにと命じた、と主張している。ソンティラット前大臣はまた、特許登録のための新たなガイドラインは、認可手続における全ての曖昧さを明瞭にし、また、タイにおける医用大麻関連の研究開発を奨励するものである、と述べた。月曜日にプラユット首相は、DIPに対し、特許をめぐる論争中である、残っている問題のある7件の大麻医薬特許出願を一時中断する権限を与えるNCPO命令第1/2562号を発出した。しかしながら、バイオタイ財団(BioThai Foundation)およびランシット大学の特許専門家は昨日、こ

の命令は簡単に一時中断を覆すことができ、かつ、大手医薬品企業が医用大麻市場 を独占することを認める、抜け穴を含んでいるとの警告を発した。ランシット大学 統合医薬・アンチエイジング学部の Panthep Phuaphongpham 学部長は昨日、 NCPO の命令は特許出願を中断するものではなく、その代わりに、係属中の出願に 決定を下す際に DIP が従うべきガイドラインを与えたものである、と説明した。 Panthep 学部長は、命令は、現行法のもとでは大麻の使用は違法であるから大麻医 薬に対する特許登録は禁止されている、というのもので、一旦大麻が合法化される と、医薬品大手は自身の大麻関連医薬製法を特許するよう、法的に求めることがで き、もしそれらが許諾された場合には、医薬品大手はタイの大麻医薬品市場をコン トロールする影響力を長期に制御できることになる、と述べた。Panthep 学部長 は、月曜に発せられた NCPO の命令は、DIP に特許出願に対する決定のために 90 日を与えるというもので、また、出願企業はこれらの出願について、60 日間の決 定に対する不服申立機関を有している、と述べて、新法施行前に DIP が問題のあ る出願を排除し中断しなければ、出願がもはや法に反するものではないことから、 医薬品大手は再度争うことができ、中断を覆すよう求めることができる、と警鐘を 鳴らした。Panthep 学部長は、よって、DIP が大手コングロマリットの利益を保つ よう主張するならば、首相は DIP 局長の首をすげ替えて、国民の利益を守るよう 主張する者を任命すべきである、と述べた。Panthep 学部長は、政府はまた、NCPO 命令に、不法な特許出願が排除されることを確実にする、新たな条項を追加するべ きである、と述べた。

(2019年1月30日、タイネーション)

~タイのソムキット副首相は、大きなイベントにも関わらず政策の継続性を投資家 に再確認する~

ソムキット副首相は政府政策の継続性を約束し、今年は政府が呼ぶところのタイが3つの変革期の段階にあるにもかかわらず、タイの起業家及び投資家に対しては普段通りである、と述べた。ソムキット副首相は、日本の投資家に対し、ラーマ10世陛下の即位、来月の総選挙及びタイが今年アセアン議長であることが、3つの変

革であると、"Advance Asean-Japan"と題された大阪でのイベントで述べた。こ のイベントは投資委員会(Board of Investment, BOI)により主催され、500 人 超の投資家が参加した。国王の即位式典は5月4日から6日に行われ、タイの頻 繁に遅れる選挙は3月24日に予定されている。選挙が予定されている中で、ソム キット副首相は、タイランド4.0計画や東部経済回廊(Eastern Economic Corridor, EEC) などの主要分野における政策の継続を約束できると述べた。"Advancing Partnership for Sustainability"のコンセプトの下で今年アセアンで議長を務める にあたり、タイは 11 月に"Asean Business Investment Summit(ABIS2019)"を 開催する予定である。Virasakdi Futrakul 外務副大臣によれば、日本と夕イは長い 間良い外交関係に恵まれ、また、日本の投資はタイに大きく貢献し、5,000 社以上 の日本企業がタイへ投資してきた、と述べた。昨年の日本からの合計投資額は 22 億米ドルであり、第2位であった。昨年、約166万の日本人がタイを訪れ、タイ 人 113 万人が日本を訪れた。日タイ経済連携協定(Japan-Thailand Economic Partnership Agreement, JTEPA)が実施されてから 11 年になる。タイと日本の 政府は、将来の為に、タイのターゲット産業、特に、航空、医療機器、ロボット及 びデジタル分野の振興について話し合い、これは、経済が発展のために順調に進む 助けになるであろう。日本は、経済の拡大から利益を受ける、カンボジア、ラオス、 ミャンマー、ベトナム、インドへの輸出商品の製造から利益を得るであろうことが 推測される。

(2019年2月1日、タイネーション)

~タイ知的財産局は大麻特許を全て拒絶する/タイ国民は現在特許クレームを拒絶したところである知的財産局から目を離さないようにと市民団体が主張する~知的財産局(Department of Intellectual Property: DIP)は、外国医薬品企業による大麻抽出物に対する特許申請を全て拒絶するとともに、これら企業に対し、決定に対する申立の機会を与えた。この決定は、月曜に発せられた、暫定憲法第44条に基づく国家秩序平和評議会(National Council for Peace and Order: NCPO)命令第1/2562号に従ったものである。昨日、DIPトサポーン局長は、この命令は

DIP に対し天然大麻抽出物特許に対する全ての申請を拒絶するよう規定したものである、と述べた。トサポーン局長は、これら特許の出願人は、決定に対する申立期間2か月を有する、と述べて、期間内に異議が申し立てられない場合には、拒絶は最終的なものと考慮されてその決定に拘束される、と述べた。これら大麻特許申請壊滅のためのキャンペーンの先頭に立っていた市民団体であるバイオタイ財団(BioThai Foundation)は、この動きを歓迎したが、まだ油断できない、と述べた。バイオタイ財団は、医薬品企業が NCPO 命令により許諾されている、自身の特許申請に対する拒絶への異議申立と、そのような申立に対する DIP の反応を引き続き注意深く見守る、と述べた。

軍事政権は金曜日に、問題となっていた 7 件の大麻医薬特許出願を公式に中断した。バイオタイ財団(BioThai Foundation)はその Facebook において、知的財産局(Department of Intellectual Property: DIP)のシステム中にある大麻医薬特許出願の最新の状態から判断するに、7 件の議論のある特許出願が中断されたことは明らかであると表明したが、しかしながら、将来の不正な大麻医薬特許の登録を防止するために、実務を注意深く見守り続けるよう、国民に注意を再度促している。特許出願第 1101003758 号、第 0901002471 号が火曜日に無効とされ、第 1201004672 号、第 1201005115 号、第 1301003751 号、第 1401001619 号、第 801006631 号が水曜日に取り下げられた。バイオタイ財団によれば、これらの特許出願全てがイギリスの GW Pharmaceuticals および日本の大塚製薬により出願されたものである。バイオタイ財団は、却下から 60 日以内は、医薬品大手が異議申立を行えるとして、国民に対し、DIPの動きを注意深く見守り続けるようにと述べた。バイオタイ財団はまた、DIPに対し、法の要求するところに従ってタイ社会の利益を厳格に保護し、すでに存在しているイノベーションと天然抽出物に対する知的財産保護を求める全ての特許出願を却下するよう求めた。

(2019年2月2日、バンコクポスト、タイネーション)

~タイのイノベーティブな発明のための展示会~

タイ国立学術研究会議(National Research Council of Thailand, NRCT)は、2019 年夕イ発明家の日に、1,300 を超える発明と研究プロジェクトを Bitech ホールへ招請した。"Invention And Innovation For The Future Of Thailand"のテーマのもとで開催された本イベントは、1993 年のラーマ 9 世陛下に対する、低速度表面ばっ気装置の歴史的な特許登録と紹介を記念するためのものである。同展示会で注目された発明は、ラムカムヘン大学によるオゾン発生静電空気清浄器、カセサート大学による高齢者向けテーブルウエア、タイ商工会議所大学によるカクテルミキサーマシン、Sa-Nguan Ying 学校によるブーゲンビリアのお茶、Kamnoetvidya 科学アカデミーによるごみ分別機、及び、Chiang Mai Rajabhat大学による透光性軽量陶器である。同イベントでは、セミナー、発明コンテスト、職業訓練及び発明家を対象としたビジネスカウンセリングも行われた。

(2019年2月4日、バンコクポスト)

~タイとイギリスのプロジェクトはブロックチェーンを介した知的財産管理の後押しを求める~

Brian Davidson イギリス大使は、昨日開催された「ブロックチェーンによる知的財産マネジメントの向上」("Enhancing Intellectual Property Management by Blockchain")をトピックとしたセミナーにおいて、タイ商務省とイギリス大使館が、事業環境の変化の頂点を保つために知的財産マネジメント向けブロックチェーン振興を共同して行う、と述べた。同イベントは、貿易戦略政策室(Trade Policy and Strategy Office, TPSO)、イギリス大使館、およびプロジェクトにおいてアドバイザーの役割をもつタマサート大学により実施された。

イギリス大使館は、知的財産管理を含む多くの分野における改善のために、ブロックチェーン、いわゆる"分散型台帳技術(Distributed Ledger Technology, DLT) "に大きな可能性を見出しているようである。TPSO の Pimchanok Nam Vonkorpon 室長は、ブロックチェーンは、詐欺リスクまたは契約者同士の契約上

の係争を減らすことや、中小企業や取引関係者の送金費用の軽減に対し、大きな可能性を秘めている、と述べた。TPSO は、貿易促進、知的財産及び農業を含む幾つかの分野へのブロックチェーン技術利用の実現可能性を探索するための研究プロジェクトを立ち上げた。タマサート大学教授であり、知的財産およびビジネスインキュベーターセンター(the Centre of Intellectual Property and Business Incubator)所長である Arnat Leemakdej 博士は、分散型台帳技術は、集めたデータが正確、完全、安全、不変、証明可能であることを保証することにより、分散型ネットワークにおける様々な形の取引データを保管できる、と述べて、同技術の導入は知的財産管理を向上させるであろう、と述べた。

8つの可能性のあるプロジェクトが、このフィージビリティー・スタディのもとで提案され、1年間の短期プロジェクト及び 2-3年間の中期プロジェクトの 2つに分類された。短期プロジェクトにおいては、現在、知的財産局(Department of Intellectual Property Office, DIP)の IP Mart System に存在する IP データベースを公的ブロックチェーンへ移行する計画である。その他の短期プロジェクトでは、文学作品に重点を置いて e ブックサービスプロバイダーと協力し、著作権データベースをブロックチェーン上へ保管するための基準を調査開発する計画である。中期プロジェクトにおいては、知的財産価値評価や、地理的表示(Geographical Indication, GI)の登録及びトレーサビリティを含む管理システムが開発される。更に、知的財産登録、知的財産権移転、知的財産ライセンス管理、知的財産行使、および抵当としての知的財産を含む、特許、商標、及び著作権に対するブロックチェーンネットワーク上での、IP 管理システムの開発が提案された。Pimchanok室長は、関連機関及び権利者と話し合い、提案された計画の実施における協力を模索する、と述べた。(2019年2月6日、タイネーション)

~タイのコミュニティービジネスがドイトンコーヒーブランドを構築する~

Ban Pa Kluay 村は、山岳民族であるアカ族 102 家族による村で、チェンマイ県のドイトン高原の頂部に位置しており、その固有のコーヒーブランドをコミュニティ

ービジネスに発展させることに熱心に取り組んでいる。かつて 1987 年には、Ban Pa Kluay 村には 44 の家族が居住し、村はヘロイン関連の不法取引と武器のための、ケシのキャラバンの重要ルートにあった。現在の村は元の場所から 500m ほど移動して、美しい風景の観光地であり旅行者を引きつける、ドイトン開発プロジェクトの一部をなす、メーファールアン植物庭園内に位置している。

ドイトン開発プロジェクトにより運営される、メーファールアン財団の Disnadda Diskul 議長は、政府は新しい村の位置に舗装道路を作り、電気を引いてくれた、と 話す。1989年に、村民はコーヒーを栽培してドイトン開発プロジェクトに販売す ることを納得した。Ban Pa Kluay 村財団の代表を務める Songklod Apisunthornkul 氏は、移転した村で生活するアカ族村民の第 2 世代にあたる 42 歳で、氏によると、村の人口は 601 人で、1,000 ライの畑でコーヒーを栽培しド イトン開発プロジェクトに販売する他、一部の村民はドイトンの市場で手工芸品を 販売している、とのことである。Songklod 氏は、数年前に、村の会合が 2017年 の政府によるプラチャ=ラス官民共同スキームからの50万バーツの資金提供に応 募することに賛成したとき、村は転換期を迎えた、と述べた。この資金は、機械を 用いたコーヒー焙煎施設に充てられた。村は、2018年にコーヒーショップ建設の ため、プラチャ=ラス官民共同スキームからの追加の20万バーツの資金を求める ことに合意した。コーヒーショップは今年はじめにオープンし、主に観光客を惹き つける、美しい山岳風景を誇りにしている。Songklod 氏は、地元産の焙煎コーヒ ーを国内のみならず海外でも販売したいとの新たな夢を有している、と述べた。村 のコーヒー生産の 10%のみが焙煎されて訪問客に供されるが、残りは生豆として ドイトン開発プロジェクトに販売されている。

村のコーヒー生産高は 2017 年には 30 万一40 万 kg で、800 万バーツを生み出した。 2017 年には 1 ライあたり 10kg のコーヒーが生産されたが、2018 年には長きに渡る豪雨のため、1 ライあたり 2kg の生産に低下した。 生豆の販売価格は 1kg あたり 18 バーツであるが、焙煎コーヒーの価格は 1kg あたり 400 バーツであり、 Songklod 氏は、村の焙煎コーヒー生産を増やすための新設備に対する、プラチャ

=ラス官民共同スキームからの支援を望んでいる。Songklod 氏は、我々の目標は、若い世代のために新たな職を創出し、このコミュニティへの愛着を持ってもらうことであると述べて、村民は、もはや麻薬に関わることはない、と強調した。Disnadda 議長は、Ban Pa Kluay 村がそのコーヒーの価値を増進でき、村のブランドやコミュニティービジネスの開発が行えたなら、ドイトン開発プロジェクトは、現状よりも一層満足するであろう、と述べた。Disnadda 議長は、メーファールアン財団は国家機関や国際組織とともに、麻薬問題と戦う活動に関わり続けている、と述べた。(2019 年 2 月 6 日、バンコクポスト)

~タイのイノベーション庁は多分野統合へ向けて自己改革する~

タイがイノベーティブエコノミーへ向かうことを熱望する中で、国家イノベーショ ン庁(National Innovation Agency, NIA)も、自身の機関構造を見直している。 NIA 傘下のイノベーション助成局(Innovation Granting Agency)もまた、国家 イノベーションシステム統合機関(National Innovation System Integrator)と なるための転換期にあり、イノベーションソサエティ及びイノベーティブエコノミ ーに向けてともに進むために、民間企業、政府、大学及びソーシャルエンタープラ イズを奨励し活性化する任務を課された。システム統合機関としての役割において、 同機関は、4つの主要分野を通じてイノベーションソサエティおよびイノベーティ ブエコノミー実現に向けて前進することを望んでいる。4 つの主要分野は、まず、 タイ国内において少なくとも 3,000 のイノベーション企業を開発すること、第 2 に、タイ国内のイノベーションと技術トレンドを牽引するための"Innovation Foresight Institute"を開発すること、第3に、イノベーションソサエティ及びイ ノベーティブエコノミーに向けた、タイ全土における新たなメカニズムと新たな機 会を創造すること、第4に、同機関による、イノベーション企業への投資のための 機会創出と、国内外のベンチャーを招請のためのディプロマティックプログラムの 設定、である。また同機関は、今年末までに、企業とベンチャーキャピタルが、35 億バーツ以上をイノベーション企業に対し直接コンタクトして投じることを期待

している。また、同機関は今年、ヘルスケア技術、農業技術及び食品技術の3分野での深層イノベーション技術のサポートに重点を置く予定である。更に、同機関は、タイ起業家とスタートアップを新しい"Groom Grant Growth"パッケージを通じて支援する為の促進キャンペーンを打ち出しており、目標は、タイ起業家とスタートアップの経済及び社会イノベーションビジネス両方の可能性を広げることである。同機関はヘルスケアイノベーション、食品イノベーション、慢性非伝染性疾患向けのハーブイノベーション、安全保障及び民事のための国防産業イノベーション、トラベルイノベーション、及び、スマートロジスティックイノベーション又はIoT技術を使用する製造産業の6分野に属する起業家及びスタートアップへ150万バーツから500万バーツの助成金を交付する計画である。

(2019年2月12日、タイネーション)

~タイ・ソンクラー県ハジャイで 2,280 本の偽造腕時計が押収された~

ソンクラー県ハジャイの繁華街にある Santisuk 市場の強制捜査で、ブランド名を 模倣した 2,280 本の腕時計が 10 店舗から押収された。捜査部隊のリーダーによ れば、押収品と販売者はハジャイの警察署へ引き渡された。販売者は販売を目的と した海賊品所持により有罪とされ、違反行為に対し、最高 4 年の懲役刑及び/又は 最高 400,000 バーツの罰金が科せられる。当局によると、押収品が正規品であっ た場合、小売価格にして総額 7 億バーツ相当に及ぶ、とのことである。

(2019年2月15日、バンコクポスト)

~タイー中国鉄道をめぐる会合は、今月末に合意の見込みである~

アーコム運輸大臣は、タイー中国高速鉄道プロジェクトの契約をめぐる会合は、未だ結論を見ていないが、2月27日から3月1日に北京で行われる予定の次回会合で終結し、3月中には契約に署名される見込みである、と述べた。第1期区間バンコク〜ナコンラーチャシマー間の延長252.5km、総額1,790億バーツに及ぶ区間の契約は、14に分割されて、そのうちの問題の"Contract 2.3"として知られる契約は、約385億バーツで、軌道、エレクトロニクス、機械および機関車の調達を

含んでいる。アーコム運輸大臣は、契約中の、保証期間および罰金を含むいくつかの条項は解決されるべきであると述べた。アーコム運輸大臣によると、保証期間は中国が1年を提案したのに対し、タイは国際標準の2年を、また、遅延の場合の1日あたりの罰金は、中国が契約の0.0001%から最大5%を主張しているのに対し、タイは2017年政府調達・供給管理法(Government Procurement and Supplies Management Act)に基づき契約の0.01-0.1%から最大10%を主張している。第1期区間の費用1,790億バーツ中、約132億バーツが政府予算から拠出され、残る1,660億バーツは借り入れで賄われる。アーコム運輸大臣は、第1期区間の建設を含む、残る全ての契約は、5月に署名される見込みである、と述べた。アーコム運輸大臣は、鉄道プロジェクトのナコンラーチャシマー〜ノーンカーイ間、延長355km、概算総額2,157億バーツの第2期区間に関して、フィージビリティスタディの結果が政府に送付されて、運輸省は7億9,700万バーツの予算で設計調査を求める予定である、と述べた。このプロジェクトにより、2023年に時速255kmの鉄道が開業する予定である。完成後は、バンコク〜ノーンカーイ間で現在11時間を要しているところ、3時間に短縮される。

(2019年2月15日、バンコクポスト)

~ベトナム産品の輸出を地理的表示保護が加速する~

専門家は、ベトナム特有の産品の地理的表示(Geographical Indication: GI)の登録及び保護が、その保護および付加価値の追加と、輸出振興のために必要とされる、と述べた。ベトナム高品質製品企業協会(High Quality Vietnamese Product Business Association: HVNCLC)の Vu Kim Hanh 会長は、GI は価値を加え、既存のあるいは新規の市場へのアクセスを増加し、競争優位を得て、より多くの利益を獲得することができる、と述べた。Hanh 会長は、カンボジアのカンポットペッパー(Kampot Pepper)の例を挙げて、カンボジアはベトナムに比べると開発途上国であるが、カンポットペッパー向けの GI を開発して以降、その価格はベトナムの胡椒の5倍で販売されている、と述べた。Hanh 会長は、GI 保護を得て以降、カンボジアは、国内外の市場双方で、非常にうまくその胡椒を宣伝し、振興してい

る、と述べ、カンポットは現在、胡椒の買い付けに人々が来る場所だけではなく、世界的に魅力的な観光地となっておいいる、と述べた。ベトナム国家知的財産庁(National Office of Intellectual Property of Vietnam, IP Viet Nam)によると、昨年末までに、ベトナムは合計 69 の GI を有している。現在、ほとんどのベトナムの GI は、果物や海産物といった農業製品、魚醤(ニョクマム)などの加工製品、コメ及び手工芸品が対象となっている。IP Viet Nam によると、GI により保護された産品の価格は、20-100%上昇している。Hanh 会長は、ベトナムは、GI 保護登録を受けるべき多くのユニークな農産物を有しているが、実数は少ない、と述べた。Hanh 会長は、公式な登録がなされていないために、外国の生産者が不正にベトナムの GI を使用している、と述べて、タイの魚醤生産者がヨーロッパでいんちきのフーコック(Phu Quoc)の名称をつけた製品を販売していることを例示した。Hanh 会長は、国際教祖の文脈において、自分の資産をどのように保護するかを知らねばならない、と述べて、GI はまた、誤用や不公正競争と戦う助けとなる、と述べた。

(2019年2月14日、タイネーション)

~アメリカと中国の対話は、知的財産問題については目標に達しない~

世界市場におけるクリスマス暴落後の北京におけるアメリカと中国の協議以来、トランプ大統領は投資家に平静を求め、かつ、自身の貿易対話は長足の進歩を遂げている、と主張しているが、それは、より不快な現実のうわべを隠しているだけである。協議に近しい人々によれば、これまでのところ、結局判断されるところでは、アメリカが突いた、10年に及ぶアメリカの知的財産の中国の国家としての組織的な盗用のような、トランプ大統領が中国を叩いた全ての問題において、双方がほとんど進展を見なかった。中国が申し立てられた知的財産の盗用と、中国市場参入と引き換えに外国企業に技術移転を強いる関連する実務は、1月初めの3日間の議題の主要部分を占めていた。会合に参加したある人物によると、ゲリッシュUSTR次席代表は、アメリカの調査を引用して、中国製品に約2,500億ドルの関税を課すことの正当化にほとんどの時間を費やした。先週の議員の会合においても、知的財

産のような構造問題の議論の進展がないことは、ライトハイザーUSTR代表によって確認されたとの会議の補助者からの情報があるが、USTRはコメントを拒否した。中国商務部と国家知識産権局は、FAXによるコメント依頼に応じていない。アメリカが中国に対し、知的財産問題で新たな要求をするかどうかは不透明である。中国は知的財産盗用と技術移転強要に関するアメリカの主張を拒絶したと喧伝している。中国は、知的財産専門裁判所の創設を含めて、2001年にWTOに加盟して以降、恥じない行動を取っている、と主張している。12月1日にトランプ大統領と習近平主席が関税に関し休戦合意をした後で、中国政府は、社債発行やその他のファイナンスによる技術盗用を行なった企業を排除する、提案されていた新たな知的財産法を施行した。

(2019年1月22日、バンコクポスト)